

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年3月
大淀町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町は奈良県のほぼ中央部、吉野川の北岸に位置している。地形は東西に長く北部は山林、南部は国道169号線に沿って帯状の市街地が、中央部には新興住宅地が広がりをみせている。農業地域としては西部の丘陵地に果樹園が集中し、梨の特産地として発展しており、東部では水田を中心とした農業や茶の他、果樹園など施設園芸が営まれている。

今後本町においては、担い手農家を中心に、施設園芸を軸とした高収益性作物の振興による産地化形成を図るものとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供・農用地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。また、このような農業生産の発展基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本としながら、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 本町の農業構造については、昭和40年代の高度経済成長を機として兼業化が進んで来たが、昨今はよりその傾向が顕著化し、深刻な担い手不足を招いている。

一方、中山間地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、主たる従事者1人当たりの所得・労働時間の目標においては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの担い手については、地域の他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する年間農業所得（概ね360万円）、地域の他産業従事者と均衡した年間労働時間（概ね2000時間）を目標とする。また、新規就農者については、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、年間農業所得（概ね250万円）、年間労働時間（概ね2000時間）を目標とする。これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的

条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、農業協同組合、農業委員会、南部農林振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理機構も活用し、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農用地の流動化に関して、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農用地を含め、農業上の利用を図る農用地とそれ以外の農用地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農用地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農用地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地中間管理事業を活用し、農用地の貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、南部農林振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規品目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境に配慮した農業への取り組みを進め、エコファーマーの育成に努めるとともに、農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本町は、大淀町地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を南部農林振興事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 本町の農業を支える担い手の確保・育成は、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である認定農業者や、将来認定農業者になると見込まれる認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農組織などの意欲ある担い手に対しては、農用地の集積や経営の合理化、農業経営の基盤強化を促進するとともに、高収益作物等の導入や産地化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。また、多様な経営体との連携や農作業支援者による支援の促進など、総合的に農業の担い手の育成を図るものとする。

本町農業の維持・発展のためには、農業後継者はもちろんのこと、新たに農業経営

を営む新規就農者を確保し、確実に地域に定着することが必要である。このため、新規就農者の教育・研修、支援施策などにより確保・育成を図るとともに、農地中間管理事業を活用し、新規就農者への農用地の集積を図るなど、新規就農者の経営基盤の強化を支援する。

特に、法第14条第4項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。青年等就農計画の認定等については、新たに農業経営を営もうとする新規就農者は、青年等就農計画を作成し、これを本町に提出することができる。提出を受けた本町は青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。

また、本町は新規就農を希望する者に対し、相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
中山間 大規模 水稲	<作付面積等> 水稲あきたこまち 300a 水稲コシヒカリ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥・調整 受託 600a	<資本装備> トラクター(30ps) 1台 施肥田植機(6条) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 乾燥機(3t) 3台 トラック(2t) 1台 倉庫・格納庫 150㎡ 育苗ハウス 5a	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保

	<p><経営耕地面積> 805a</p>	<p><その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・平坦地域での作業受託による機械の有効利用</p>		
イチゴ専作 (土耕)	<p><作付面積等> 12月どり 30a</p> <p><経営耕地面積> 36a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 トラクター(20ps) 1台</p>		
施設軟弱 (ハウレンソウ+ミズナ)	<p><作付面積等> ハウレンソウ160a ミズナ 40a</p> <p><経営耕地面積> 40a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 40a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡</p> <p><その他> ・ハウレンソウは年間4作</p>		
施設軟弱 (コマツナ)	<p><作付面積等> コマツナ 300a</p> <p><経営耕地面積> 60a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 60a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 2坪</p> <p><その他> ・コマツナは年間5作</p>		
カキ・ウメ複合	<p><作付面積等> 露地カキ 刀根早生 100a 平核無 30a 富有 200a 松本早生富有 30a 刀根早生 優良系統 40a</p>	<p><資本装備> スピードスプレーヤー(24ps) 1台 乗用モア(14ps) 1台 倉庫・作業舎 100㎡</p> <p><その他> ・スピードスプレーヤーや</p>		

	ウメ 100a <経営耕地面積> 500a	乗用モア一等の導入による規模拡大		
ナシ専作	<作付面積等> ナシ 幸水・豊水 20a 二十世紀 50a 新高 10a <経営耕地面積> 80a	<資本装備> 果樹棚 80a スプリンクラー 80a 黄色蛍光灯設備 80a スピードスプレヤー (24ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・直売等による安定販売		
茶(てん茶)	<作付面積等> 茶 600a <経営耕地面積> 600a	<資本装備> 製茶工場建物 720㎡ 生葉自動コンテナ 2,250~4,950kg 蒸熱工程 120kg てん茶機 100kg/h 仕上げ工程 1台 乗用型摘採機(25.2ps) 1台 防霜扇 600a 倉庫・作業舎 200㎡ <その他> ・3戸共同と補助事業導入による機械等償却費低減		
茶(生葉)	<作付面積等> 茶 500a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> 乗用型摘採機(27ps) 1台 防霜扇 500a 倉庫・作業舎 200㎡ <その他> ・生葉売りによる製茶工場償却費の低減		

大和肉鶏	<作付面積等> 成鶏 7,000羽 <経営耕地面積> -	<資本装備> 鶏舎 850㎡ 堆肥舎 60㎡ <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		
------	---	--	--	--

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
集落営農 組織 (水稲 +小麦)	<作付面積等> 水稲作業受託 耕起 1,500a 代掻き 1,000a 田植 1,000a 収穫 1,000a 乾燥調整 1,500a 小麦作業受託 500a <経営耕地面積> -	<資本装備> トラクター(30ps) 1台 (20ps) 1台 施肥田植機(6条) 1台 (4条) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 (2条刈) 1台 乾燥機(3t) 3台 倉庫・格納庫 200㎡ <その他> ・複数品種の導入による 作業ピークの分散 ・生産調整のため小麦の 導入	・複式簿記の 実施 ・経理担当者 の育成	・パソコンを利 用した従事 者管理 ・雇用者の労災 保険等の加 入
集落営農 組織 (水稲 +水稲作 業受託)	<作付面積等> 水稲 500a 水稲作業受託 育苗 1,800a 耕起 2,500a 代掻き 2,500a 田植 2,500a 収穫 4,000a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター(15,25,35ps) 各1台 代かきハロー 2台 施肥田植機(5条) 2台 コンバイン(4条刈) 4台 トラック(2t) 1台 <その他> ・複数品種の導入による 作業ピークの分散		

		・軽トラック必要台数を 借り上げ		
集落営農 組織（水 稲＋野 菜）	<作付面積等> 水稲 あきたこまち 500a ヒノヒカリ 1,000a シソ 50a スイートコーン 10a キャベツ 60a <経営耕地面積> 1,720a	<資本装備> トラクター 3台 施肥田植機(5条) 3台 コンバイン(4条刈) 2台 乾燥機(4.5t) 3台 フォークリフト(1t) 1台 野菜移植機(2条) 1台 倉庫・作業舎 305㎡ <その他> ・複数品種の導入による 作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を 借り上げ		

(組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者1人当たりが目標とする所得の額が第1の3で掲げた目標に到達することを基本とする。)

2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1の3に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
イチゴ専 作 (土耕)	<作付面積等> 12月どり 15a <経営耕地面積> 19a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・土耕栽培により初期費 用を軽減	・複式簿記記 帳の実施に よる経営と 家計の分離 ・青色申告の 実施	・家族経営協定 に基づく給 料制 ・休日制の実施

イチゴ (土耕) +ナス	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15a ナス 夏秋ナス 5a <経営耕地面積> 24a	<資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 <その他> ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減		
施設軟弱 (ホウレンソウ+ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 120a ミズナ 30a <経営耕地面積> 30a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・ホウレンソウは年間4作		
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 150a <経営耕地面積> 30a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター(20ps) 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
--

面積のシェア：16%

なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業の取組を推進し、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町では、水稻を主体とした農業生産が展開され、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大型の機械導入が難しく、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部耕作放棄地化した農用地が近年増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用のビジョン

本町では分散した農用地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら離農する可能性が高い。また、今後さらなる高齢化と後継者不足により相当程度の農用地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ耕作放棄地が拡大し、本町の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農用地を面的に集積することを誘導する等とともに、農地のあり方を地域内で合意形成する人・農地プランの実質化を進め、実質化された人・農地プランに基づき、関係機関との連携や農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、地域の実情に応じて農用地を守る体制の整備等を進めることにより、本町の農用地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本町における将来の農用地利用のビジョン実現に向け、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

- ③ 農地中間管理機構の活用による①及び②に対する農用地の面的集積の促進
- ④ 耕作放棄地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入
- ⑥ 農地中間管理事業および農地中間管理機構が行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、各地域においては、高齢化と後継者不足のため遊休農地が増加していることから、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「実質化された人・農地プラン」の作成と連動させ、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、青年等の担い手育成・確保を行いながら、農用地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業

を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に掲げる農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて本町の長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員等」とは、その法人の業務を執行する役員または法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を本町へ提出すること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下、「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 大淀町農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町は、①～③において関係団体等に対し、農用地の利用権の調整に際しては、農地中間管理機構と密接に連携を図り、農地中間管理機構を経由して利用権の設定を行うことを最優先に調整が行われるよう求めるものとする。
- ⑤ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②、③の規定による農業協同組合又は土地改良区、農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があった場合は、第一に農地中間管理事業を活用するよう促すものとし、利用権設定等が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を

受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて本町の長に報告する旨
 - ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量および反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①が行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項

⑩ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6項に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した

者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

本町は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行う。

2 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

3 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、基幹的農道整備、ほ場整備等の農業生産基盤整備を積極的に推進するとともに、農業近代化施設の整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本町は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、奈良県南部農林振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策

について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大淀町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。

第5 農地中間管理事業の推進に関する事項

1 農地中間管理機構を本町における担い手への農用地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関と連携を密にして、最大限に活用する。

農地中間管理事業の推進にあたっては、「実質化された人・農地プラン」に基づき農用地を集積し、地域ぐるみでの農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連担化、団地化を図る。また、再生して周辺農用地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

2 農地中間管理事業のほか、農地中間管理機構が行う次に掲げる特例事業も活用し、農用地の集積・集約化の取組を推進する。

① 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

② 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

③ 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持

分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

- ④ ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和4年3月30日から施行する。

別紙1（第4の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和

36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための
 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定
 又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料等情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事</p>

	<p>3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	--	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とするこ</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	とが適当な土地については、Iの②の3と同じ。		
--	------------------------	--	--

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

